



資料 3

練馬区環境基本計画2020
(案)

令和 2 年 3 月

練馬区

目次

第1章 はじめに	1
1 計画の目的、位置づけ	1
2 計画期間	1
第2章 区を取り巻く状況	2
1 世界の状況	2
2 国および東京都の動向	2
第3章 区の状況と課題	4
みどり	4
エネルギー	4
清掃・リサイクル	5
地域環境	5
第4章 区が目指す方向性	6
分野毎の目標	6
第5章 みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま	7
みどり	8
エネルギー	10
清掃・リサイクル	12
地域環境	14
計画の推進	18
資料1 練馬区環境基本条例（平成18年6月練馬区条例第58号）	22
資料2 環境都市練馬区宣言	25
資料3 策定の経過	26
資料4 後期計画の評価	28
資料5 温対法に基づく事項	30
資料6 用語集	31

第1章 はじめに

1 計画の目的、位置づけ

練馬区環境基本計画2020(以下「本計画」という。)は、区の環境の保全に関する基本的な計画であり、練馬区環境基本条例に基づき策定しました。

本計画は、ランドデザイン構想^{注1)}の実現に向け、平成31年3月に策定した第2次みどりの風吹くまちビジョン(以下「第2次ビジョン」という。)の、環境分野の施策を体系化するものです。

第2次ビジョンおよび環境都市練馬区宣言における区のめざす姿や目標を踏まえ、望ましい環境像として「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を定め、「みどり」「エネルギー」「清掃・リサイクル」「地域環境」の4分野を計画範囲として施策を進めます。第2次ビジョンの理念である、区民参加を「参加から協働へ」更に前に進める観点から、各分野に協働の施策を盛り込みました。施策の取組は、第2次ビジョンアクションプラン、個別計画などに基づき推進します。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)の「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法の「地域気候変動適応計画」として位置付けています。

令和元年度までを計画期間とする、練馬区環境基本計画(2011)後期計画(以下「後期計画」という。)は、練馬区環境審議会において進捗が確認されています。本計画は、後期計画の方向性を継承し、更に発展させたものです。

2 計画期間

令和2年度から令和11年度までの期間を対象とします。
ビジョンの進捗にあわせ、必要な見直しを行います。

注1)ランドデザイン構想 概ね10年後から30年後の将来像を区民の皆様と共有し、区政をさらに前に進めるため平成30年6月に策定した構想

第2章 区を取り巻く状況

1 世界の状況

国家や地域の垣根を越えて資本や人が移動するグローバル化の進展に伴い、世界経済は成長を続けており、世界全体の名目GDPは、平成12年(2000年)から平成30年(2018年)にかけて約34兆ドルから約80兆ドルまで拡大しました。世界の人口も、平成12年(2000年)から平成30年(2018年)にかけて、約61億人から76億人に増加しました。

こうした経済成長と人口増加の一方、人類の活動の結果排出される温室効果ガスが引き起こす地球温暖化や気候変動が課題となっています。グローバル化の影響は、廃棄物にも及び、プラスチックごみが大量に自然界に流出し、生態系ひいては人体への影響が懸念されています。今後も、エネルギーや食糧などの資源消費量は大幅に増加すると危惧されています。

平成27年(2015年)12月、フランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において、令和2年(2020年)以降の新たな地球温暖化対策の国際的枠組である「パリ協定」が採択されました。「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ために、全ての国がそれぞれの国の事業に合わせ、排出量削減に向けた目標を提出すること、目標達成のための国内対策を講じることが義務付けられました。

令和元年(2019年)6月、大阪市で開催されたG20サミットの首脳宣言において、令和32年(2050年)までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

2 国および東京都の動向

平成30年10月1日時点の日本の総人口は、1億2,644万人と、前年から26万人減少しました。人口の減少は8年連続となり、65歳以上人口は、3,558万人、高齢化率は28.1%と、世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進展しています。

政府は平成30年4月、人口減少・少子高齢化など社会の課題や、国際競争など経済の課題と相互に関連し・複雑化する環境課題の解決に向け、「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた持続可能な循環共生型の社会「環境・生命文明社会」の実現を掲げました。

みどり

国土交通省は平成28年6月、「これからの社会を支える都市緑地計画の展望」をまとめました。この中で、みどりの量的確保だけでなく質的向上の視点から、みどりが持つ多機能性を発揮させ、都市における社会的課題を解決し、環境面・社会面・経済面の持続可能性を高める必要性が示されました。平成27年4月に、都市農業振興基本法が施行され、都市農地は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と位置付けられました。平成29年6月には、都市緑地法も改正され、「緑地」の定義に農地が追加されました。平成31年4月には、温室効果ガスの排出量削減や、災害防止等のための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税が創設されました。

エネルギー

政府は平成28年5月、「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量削減の中期目標を「2030年度(令和12年度)までに2013年度比(平成25年度比)で26%削減」としました。平成28年11月にパリ協定を正式に批准したことで、2030年度に向けた削減目標が国際公約となりました。

清掃・リサイクル

政府は平成30年6月、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、重要な方向性として地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げました。

環境省は令和元年5月、3R(発生抑制、再使用、再生利用)+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。また、同年10月には、まだ食べることができる食品が廃棄される食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。同年12月には、容器包装リサイクル法改正省令が公布され、令和2年7月からのレジ袋有料化が決定しました。

地域環境

適切な管理が行われていない空き家が全国で約846万戸に上るなど、人口減少に伴う影響が地域環境に生じています。平成27年5月には、適切な管理が行われていない空き家などの対策と活用を促進するために「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で現れています。平成30年12月には、気候変動に伴う被害の防止・軽減対策をとるための「気候変動適応法」が施行されました。

東京都の状況

東京都は平成28年3月、「東京都環境基本計画2016」を策定しました。世界一の環境先進都市の実現をめざし「最高水準の都市環境の実現」「サステナビリティ」「連携とリーダーシップ」の3つの要素・視点を踏まえ、「スマートエネルギー都市の実現」「3R・適正処理の促進と持続可能な資源利用の推進」「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」をはじめとする5つの政策の柱を位置づけました。この計画で、東京都の温室効果ガス排出量を「2030年(令和12年)までに2000年(平成12年)比で30%削減」と決めました。また、令和元年12月には、「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。プラスチックごみ対応については、令和元年6月に「都庁プラスチック削減方針」、12月に「プラスチック削減プログラム」を策定しました。

第3章 区の状況と課題

みどり

区の魅力は、みどりの豊かさと大都市の利便性が両立している点です。区のみどりは、緑被地^{注1)}の面積が約1,160ha、緑被率が24.1%で23区1位です。緑被地の内訳は、公共のみどりが289ha、民有地のみどりが871haであり、民有地が約4分の3を占めます。



公園や街路樹の整備、樹林地の保全などを進めてきた結果、公共のみどりは、10年前と比べて約42ha増加しました。一方、民有地のみどりは約137ha減少し、区全体のみどりは、緑被地が約95ha、緑被率は2ポイント減少しました^{注2)}。

区民のみどりに対する満足度は高く、公園や街路樹は大切にしたいみどりとして高く評価されています。5割を超える区民が「地域のみどりを守るために地域住民も協力すべき」と考えています^{注3)}。公共のみどりは、引き続き、みどりのネットワークの拠点となる公園や軸となるみどり豊かな幹線道路の整備を積極的に進め、民有地のみどりは、これまで以上に地域全体で地域のみどりを支えていく流れをつくることが求められています。公園や道路のみどりを増やすこと、みどりを守り育てる活動をしている区民を増やすことなどに取り組む必要があります。

エネルギー

区内の温室効果ガス排出量は、区民・事業者・区が連携して、省エネルギーへの取組を進めた結果、後期計画で掲げた目標(令和元年度までに平成25年度比9.2%削減)を達成(13.2%削減)しています。再生可能エネルギーの利用も進んでおり、区内の導入量は38,176kWであり、23区3位です^{注4)}。



東日本大震災を契機として、従来の大規模集中型電力システムの災害時における安定供給の脆弱性が明らかになりました。平成30年に発生した北海道胆振東部地震でのブラックアウトによる全域停電や、令和元年に相次いだ台風の影響による大規模停電でも、復旧までに時間を要し、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

首都直下地震や巨大な台風の脅威が叫ばれるなか、避難拠点の電源確保の充実といった災害時のエネルギーセキュリティの確保を更に高める必要があります。

地球規模で温暖化が進行しています。地域レベルでも、低炭素社会の実現に向け取り組むことが重要です。引き続き、省エネルギーへの取組や分散型エネルギーの利用の拡大などの対策を進める必要があります。

清掃・リサイクル

CO₂排出量の削減などの環境負荷の低減や、東京都が運営する最終処分場の延命化を進めるためには、ごみの減量が必要です。区民1人あたりのごみ収集量は476gと、区民・事業者・区が連携して減量・リサイクルに取り組んだ結果、23区のトップクラスを維持しています。ごみ量全体の収集量もこの10年で最少になりました^{注5)}。



プラスチックごみが大量に自然界に流出し、生態系ひいては人体への影響が懸念されています。まだ食べることができる食品の廃棄も課題となっています。7割を超える区民が「循環型社会づくりの必要性が高い」と考えています^{注6)}が、ごみの中には排出を抑制できるものや資源となるものがまだ多く含まれています。プラスチック使用の削減、食品ロスの削減などごみの発生抑制、再使用の促進、不燃ごみの資源化などによる多様な資源循環や、適正処理のための資源とごみの分別の周知に取り組む必要があります。

地域環境

区には、大都市東京の都心近くに立地しながら、みどり豊かで住みよい環境があります。9割を超える区民が、区の住みごちに肯定的な評価をしており、その多くが「みどりが豊かで環境がよい」と感じています^{注7)}。区内の大気中の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、河川水質のBOD^{注8)}は環境基準を達成しており、大気および水質は概ね環境が保たれています。近年は交通網の充実により、区全体としては都心などへのアクセスも飛躍的に向上しました。



一方、区の都市計画道路の整備率は約50%と、23区平均の65%を大きく下回り、生活道路への車両の流入を招いています。道路と鉄道が平面交差する踏切は28か所あり、日常的に交通渋滞が発生しています。23区では稀な鉄道空白地域が区北西部を中心に残されているほか、公共交通空白地域も存在します。近年、適正に管理されていない空き家や、いわゆる「ごみ屋敷」が地域の生活環境に影響を与えています。地球温暖化やヒートアイランド現象の影響による集中豪雨の多発や熱中症発生率の増加、熱帯夜日数の増加なども区民の生活に影響を与えています。

区が東京都の交通ネットワークから取り残されることなく、更に発展するためには、都市計画道路の整備や大江戸線の延伸により、交通インフラの整備を積極的に進める必要があります。良好な生活環境の保全のためには、環境の監視・測定を継続し、大気や水質などの一層の改善に向けた取組が必要です。空き家やごみ屋敷問題への対応も必要です。環境への負荷が少ないまちづくりや、気候変動がもたらす水害対策や暑熱環境対策にも取り組む必要があります。

注1) 緑被地 上空から見て樹木地や草地、農地で覆われている土地のこと。区域面積における緑被地の面積割合を緑被率という。

注2) 平成28年度練馬区みどりの実態調査による。

注3) 平成28年度区民意識意向調査

注4) 平成31年3月までの導入量。資源エネルギー庁固定価格買取制度情報公開資料による。

注5) 清掃リサイクル課資料による。

注6) 注7) 平成30年度区民意識意向調査

注8) BOD 生物化学的酸素要求量。水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解される際に必要とされる酸素量のこと。

第4章 区が目指す方向性

「グランドデザイン構想」およびこの実現に向けた「第2次ビジョン」、環境都市練馬区宣言における区のめざす姿を踏まえ、「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を望ましい環境像として定め、環境面の施策を推進します。

望ましい環境像の実現に向け、区の置かれた状況から4分野それぞれに目標を設定します。

分野毎の目標

みどり

練馬のみどりを未来へつなぐ

練馬のみどりに満足している区民の割合80%を目指し、みどりのネットワーク形成と区民とともにみどりを守り育てる仕組みづくりを推進します。

エネルギー

住宅都市にふさわしい自立分散型 エネルギー社会へ

災害時のエネルギーセキュリティの確保、効率的で低炭素なエネルギーの確保の二つの観点から、取組を推進します。

清掃・リサイクル

みどりあふれる循環型都市をめざして

ごみの発生抑制・再使用の促進、多様な資源循環の推進、適正処理の推進を通じて、みどりあふれる循環型都市の実現をめざします。

地域環境

快適な地域環境をつくる

良好な交通環境の整備、良好な生活環境の保全、気候変動への対応を推進し、みどり豊かで快適な地域環境を創出します。

第5章

みどりの風吹く

豊かな環境のまち ねりま

「みどり」「エネルギー」「清掃・リサイクル」「地域環境」の分野ごとに、
目標と環境指標、方針と施策を示します。

みどり

目標と環境指標

目標 練馬のみどりを未来へつなぐ

練馬のみどりに満足している区民の割合 80%を目指し、みどりのネットワーク形成と区民とともにみどりを守り育てる仕組みづくりを推進します。



環境指標

指標	平成 30 年度	令和 11 年度
練馬のみどりに満足している区民の割合	69.8%※1	80%※2
区のみどり施策への満足度	76.0%	維持向上

※1 平成 27 年度区民意識意向調査

※2 練馬区みどりの総合計画(平成 31 年 4 月)に基づく。令和 30 年度まで。

方針と施策

方針1 みどりのネットワークの形成

拠点となる大規模で特色のある公園を整備し、軸となる幹線道路や河川とつなぎ、みどりのネットワークの形成を進めます。

施策

① みどりのネットワークの拠点となる大規模な公園づくり

みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園は「武蔵野の面影」、大泉井頭公園は「水辺空間の創出」をテーマに、拡張・整備に着手します。また、四季の香ローズガーデンなど拠点となる大規模で特色ある公園を整備します。

練馬城址公園は、水とみどり、防災、にぎわいの拠点として十分な機能が発揮できるよう、事業者である東京都など関係者と力を合わせ整備を進めていきます。

② 暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくりと良好な管理

毎日の暮らしに潤いをもたらす身近な公園を積極的に整備します。区民参加による計画づくりを通して、活発な区民の利活用や区民による公園の管理運営につなげ、地域のコミュニティ醸成の場となる公園を目指します。また、良好な状態に保つ公園管理の推進、民間の発想を活かした公園の管理運営を進めます。

③ みどりのネットワークの軸となる幹線道路の整備や河川改修、駅周辺・公共施設におけるみどりの空間づくり

街路樹などを活かしたみどり豊かな幹線道路の整備、新たなみどりを創出する河川改修により、みどりの軸を形成します。区民ボランティアと協力した「駅からはじまる花いっぱい運動」の推進、公共施設でのシンボルツリーの整備やみどりのカーテンづくりなどにより、みどりの空間づくりを進めます。

④ 樹林地や樹木の保全と管理

屋敷林等の樹林地は、練馬の原風景といえる景観であり、豊かな自然が守られた重要なみどりです。特に希少な樹林地は、所有者との合意形成を図り、都市計画緑地として確保を進めます。また、民有樹林地や樹木の保全、「憩いの森」・「街かどの森」の拡充、樹林地や樹木の適切な管理を進めます。区民参加型の生き物調査等を実施し、生物多様性の理解を広げます。

⑤ 地域ぐるみでの緑化の推進とみどり豊かな開発の促進

沿道や街区単位での緑化を進めるため、専門スタッフによる相談体制を充実します。みどりの協定制度や花壇づくりの支援制度を活用して、みどりの街並みを広げます。また、民有地のみどりを増やすために、みどり豊かな開発を促進します。

⑥ 都市農地の保全

区がこれまで農業者とともに国へ働きかけ実現した農地制度や税制度の改善や、世界都市農業サミットの成果を最大限に生かし、農地保全に取り組んでいくとともに、農業経営者の支援や区民が農に親しむ取組を進めます。「特定生産緑地」の指定や「農の風景育成地区制度」を活用して農地を保全していきます。「生産緑地貸借制度」を活用し、経営規模を拡大したい農業者等に農地をあっせんするとともに、区民が農に親しめる区民農園を整備します。また、新たな用途地域である「田園住居地域」の指定の検討や、地区計画など都市計画制度を活用した農地保全制度の研究を進めます。

方針2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

区民と地域のみどりの関わりを深め育て、誰もが気軽に参加し、ともにみどりを守り育てる区民協働のムーブメントの輪を広げます。

施策

① 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充

4分の3を占める民有地のみどりを地域で守る仕組みを構築するため、みどりの区民会議(地域別分科会)を開催し、地域に開放された個人の庭の手入れや落ち葉清掃など、区民協働の取組を広げます。みどりの果たしている役割について、CO₂の削減量などの周知を行い、区民のみどりに対する理解を広めます。

② 公園や憩いの森の区民管理の拡充

様々な機会をとらえて、区民による公園や花壇の管理を拡大し、地域の庭としての公園への愛着を育むとともに、地域のニーズに応じた利活用を実現します。自然観察会や育成体験会などの事業を通じて、区民による憩いの森の自主管理へつなげます。

③ みどりを守り育てる人材や団体の育成、区民による取組の支援

「つながるカレッジねりま」にみどり分野を開設し、地域のみどりを守り育てる人材や団体を育成します。修了者が活躍できるように、みどりに関わる多様な活動団体の情報を一元管理するなど、マッチングの仕組みづくりを進めます。また、一人ひとりの取組を推進する多彩な講座やイベント、子ども向け体験型学習の充実、区民や団体など様々な活動主体間における交流の推進により、主体的な取組を支援します。

④ みどりを育む基金を活用したみどりと積極的に関わる機会の拡充

リニューアルした練馬区みどりを育む基金(練馬みどりの葉っぱい基金)では、四季の香ローズガーデンの拡張といった応援したいプロジェクトの選択や、寄付をした区民の植樹活動への参加を進め、みどりと積極的に関わる機会を広げます。

エネルギー

目標と環境指標

目標 住宅都市にふさわしい 自立分散型エネルギー社会へ

災害時のエネルギーセキュリティの確保、効率的で低炭素なエネルギーの確保の二つの観点から、取組を推進します。



環境指標

指標	平成 30 年度	令和 11 年度
区内の温室効果ガスの排出量(平成 25 年度比)	13.2%削減※1	26%削減※2
区内のエネルギー消費量	19,987TJ※1	16,569TJ※2
住宅・事業所の再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助に基づく温室効果ガス排出削減量(累計)	11,369t-CO ₂ /年	21,541t-CO ₂ /年

※1平成 28 年度実績。オール東京 62 市区町村共同事業が集計を行い、概ね 2 年後に確定する。

※2平成 28 年 5 月に国が策定した「地球温暖化対策計画」に基づき、令和 12 年度までに平成 25 年度比で 26.0%削減とする。電気の CO₂ 排出係数は進行管理では基準年度の値を適用し、参考値として該当年度の排出係数を用いる。

方針と施策

方針1 災害時のエネルギー セキュリティの確保

区民・事業者の協力のもとに、避難拠点における電源確保の充実に取り組みます。

施策

① 避難拠点での電気自動車等の活用

区が使用する車両に、電気自動車や燃料電池自動車を導入するとともに、避難拠点における緊急電源としての活用を進めています。そのため既に、電気自動車の販売事業者との「災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定」、電気自動車を保有する区民との「災害時協力登録車制度」により、事業者および区民と連携した取組を進めています。引き続き、新たな販売事業者に協定の締結を働きかけるとともに、区民に協力を広く呼びかけます。

② 避難拠点への太陽光発電設備の導入

公共施設等総合管理計画に基づき、避難拠点である小中学校の改築に合わせ、太陽光発電設備と蓄電設備を順次導入し、避難拠点の電源確保の充実に進めます。

方針2 効率的で低炭素な エネルギーの確保

温室効果ガス排出量の削減を、自立分散型エネルギーの普及拡大と省エネルギーへの取組により推進します。

施策

① 再生可能エネルギーの利用促進

太陽光発電などの再生可能エネルギーについて、区民や事業者に情報を提供するとともに、設備の導入費用を一部補助することで、更なる活用を促します。再生可能エネルギー設備などの技術革新やコストダウンなどの動向を踏まえ、より効果的な補助制度を検討し、実効性の高い取組を推進します。

② 省エネルギーへの取組

省エネ型住宅、省エネ機器、電気自動車や燃料電池自動車の普及を促進します。エコライフチェックなどによる普及啓発や環境教育により、省エネ型ライフスタイルへの誘導に取り組みます。環境に関わる認証制度の取得支援や商店街装飾灯のLED化への支援、産業融資あっせん制度などにより、環境に配慮した経済活動を支援します。区役所では、環境管理実行計画に基づき、省エネルギー・省資源に率先して取り組みます。公園灯・街路灯のLED化などにより、CO₂の排出量を削減します。

③ 地域コージェネレーションの構築

順天堂練馬病院と練馬光が丘病院の2か所の災害拠点病院は、熱需要が相当程度見込め、高い耐震性がある中圧ガス導管からの供給も可能なことから、発電と排熱の有効利用により高いエネルギー効率を実現するコージェネレーションシステムを導入します。2病院のシステム導入を活かし、近接する医療救護所が、災害時に病院からコージェネレーションの電力供給を受けられるよう、地域コージェネレーションの構築を病院と連携して進めます。

④ 区民・事業者と連携した温室効果ガス排出量削減の取組

日常生活に起因する温室効果ガス排出量の抑制のために、区民、事業者と区が連携して、練馬区地球温暖化対策地域協議会を平成22年に設立しました。協議会において地球温暖化に関する講演会やイベントなどを開催し、情報発信や普及・啓発を進め、区民、事業者の自主的な活動を支援します。

⑤ 防災・環境・まちづくりとの連携

木造住宅密集地域の改善、CO₂の排出量の削減施策、再開発などのまちづくりと連携して、最新の省エネルギー設備や技術に関する情報を、区民や事業者に提供します。

⑥ 清掃工場の活用

区内に2か所ある清掃工場のごみ焼却から発生する熱や発電した電気の利用を拡充する仕組みを引き続き検討します。

⑦ 地域活動を担う人材の育成

「つながるカレッジねりま」に環境分野を開設し、人材の育成を進めます。カリキュラムは、省エネや創エネ、省資源を推進する活動に必要な知識や技術を習得できるものとし、修了者が、環境学習や環境調査、地域で行われる環境保全活動への助言・協力などで活躍できる仕組みづくりを進めます。

清掃・リサイクル

目標と環境指標

目標 みどりあふれる循環型都市をめざして

ごみの発生抑制・再使用の促進、多様な資源循環の推進、適正処理の推進を通じて、みどりあふれる循環型都市の実現をめざします。



環境指標

指標	平成 30 年度	令和 11 年度
区民 1 人 1 日あたりのごみ収集量	476g	443 g 以下※
リサイクル率	24.0%	25.2%以上※

※ 練馬区第四次一般廃棄物処理基本計画(平成 29 年 3 月)に基づく。令和 8 年度まで。

方針と施策

方針1 ごみの発生抑制・再使用の促進

3 R(発生抑制、再使用、再生利用)のなかで、特に重要な発生抑制・再使用の促進に引き続き取り組みます。

施策

① プラスチック使用の削減

令和元年 1 2 月に策定した「練馬区役所プラスチック削減指針」に基づき、庁内の売店、食堂でのレジ袋などの包装容器やストローを原則として廃止します。ペットボトルについても、会議での使用を廃止するなど大幅に削減します。イベントなどの配布物なども同様に取り組みます。商業団体や産業団体などに、削減協定の締結と小型マイバッグの利用促進を働きかけます。地域や集積所単位の「青空集会」「ふれあい環境学習」など様々な機会をとらえて、マイバッグやマイボトルの使用など、発生抑制の手立てをはじめとして、環境問題の意識啓発を行います。「資源・ごみ分別アプリ」による啓発や「つながるカレッジねりま」でのリーダー育成などに取り組みます。

② 食品ロスの削減

区民に対して、食品の賞味期限と消費期限の違いを周知します。エコクッキング教室や食育活動等と連携し、効果的に情報を提供します。さらにイベントにおいてフードドライブ事業を実施し、未利用食品を有効活用しています。事業者・利用者双方が食品ロス削減に取り組むため、「おいしく完食協力店」を増やしていきます。給食を提供する区立施設では、食品ロスの削減に向けて取り組みます。

③ 生ごみの発生抑制・資源化

リサイクルセンターで実施する生ごみ堆肥作りなどの講習や、区報などの媒体を通じ、生ごみの減量に効果的な「食べキリ 使いキリ 水キリ」の取組を広めていきます。また、コンポスト化容器や生ごみ処理機への助成制度の周知を図ります。

④ 再使用の促進

粗大ごみとして収集した不要家具などのうち、再使用が可能な品物の修理や清掃を行い、リサイクルセンターにおいて展示・販売します。また、大型生活用品のリサイクル情報は、区立施設への掲示などにより広く周知し、再使用を促進します。

方針2 多様な資源循環の推進

区の資源回収に加え、区民・事業者が行う取組を引き続き支援します。分別の負担を増やさない資源化の取組を更に進めます。

施策

① 区民・事業者が進める資源回収の促進

町会・自治会に加え、マンション管理組合などにも、集団回収への参加を呼びかけます。集団回収を実施している団体には、作業用品の支給や貸出しを継続し、資源回収を促進します。また、事業系ごみの資源化を促進します。

② 区が進める資源回収の推進

資源循環センターを拡張整備し、収集した不燃ごみの中から蛍光灯や金属類、小型家電を分別し、資源化を行います。また、小型家電の回収品目の拡大を検討します。街区路線回収や、拠点回収などの行政回収は、出しやすい仕組みを検討します。区立施設において古紙や生ごみの資源化を継続して行います。

方針3 適正処理の推進

「ごみの中に資源を入れない」意識を高める取組を進め、資源・ごみを出す際の分別ルールの徹底および適正処理を進めます。

施策

① 排出ルールの徹底、事業者の自己処理責任の徹底

ごみとして排出される割合が高い紙類やびんの分別について、様々な情報媒体により、周知徹底を図ります。地域や集積所単位での「青空集会」を継続し、資源とごみの分別を啓発します。分別していないごみには警告シールを貼付し、適正な排出を促します。事業系ごみ排出事業者に適正排出の指導などを行います。

② 資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分

排出された資源・ごみを適切に収集運搬し、生活環境の保全に努めます。効率的かつ安定した資源・ごみ収集運搬体制の構築をめざし、委託化を進めます。資源の処理・処分は民間事業者を活用し、適正処理の履行確認を行います。区民への分別などの周知と適正な収集運搬体制構築により、一時的に多量の廃棄物が発生する災害時などの場合でも、円滑、迅速な処理ができるよう対応を進めます。

方針4 協働の取組の推進・環境学習の充実

区民・事業者との連携や自主的な活動に支援、協力していきます。リサイクルセンターなどを活用した環境教育を進めます。

施策

① 3Rに取り組む区民・団体・事業者の活動支援

リサイクル・マーケット主催者団体、ごみ減量や資源化に自主的に取り組む地域団体に対する支援を継続します。また、事業者活動の活性化を支援します。「つながるカレッジねりま」に環境分野を開設し、人材の育成を進めるとともに、修了者がリサイクルセンターで活躍できる仕組みづくりを進めます。

② 3Rに関する普及啓発や環境学習の充実

リサイクルセンターの役割のひとつである環境学習機能を拡充します。小学校や保育園、幼稚園などで行う「ふれあい環境学習」に加え、体験型学習を充実します。また、イベントなどの機会をとらえて、区民への情報提供を進めます。

地域環境

目標と環境指標

目標 快適な地域環境をつくる

良好な交通環境の整備、良好な生活環境の保全、気候変動への対応を推進し、みどり豊かで快適な地域環境を創出します。



環境指標

指標	平成 30 年度	令和 11 年度
区内の都市計画道路の整備率	50.9%	73.2%※1
管理不全な空き家およびいわゆるごみ屋敷に対する指導棟数(累計)	88棟	260棟
雨水流出抑制対策量(累計)	530,447 m ³	555,000 m ³ ※2
つながるカレッジねりまの「みどり」「環境」分野の修了者数(累計)	—	400人
環境作文コンクールへの作品応募数	938 作品	1,100 作品

※1 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(平成 28 年 3 月)、第 2 次ビジョン戦略計画に基づく。値は、令和 5 年度までに着手する路線の完成時。

※2 練馬区総合治水計画(平成 24 年 3 月)に基づく。令和 3 年度まで。

方針と施策

方針1 良好な交通環境の整備

環境に配慮した都市計画道路の整備、西武新宿線の立体化の早期事業着手や大江戸線延伸の早期着工などに取り組みます。

施策

① 環境に配慮した都市計画道路の整備

豊かなみどりを楽しめる歩道、快適な自転車の走行空間、電柱のない街並みなど、豊かで美しい都市空間を創る道路整備に積極的に取り組みます。令和 5 年度までは、区内の整備率約 7 割を目指して、約 14km の事業着手に向け取り組みます。

② 西武新宿線の立体化

立体化の事業主体である東京都と連携して、交通広場などの関連する計画とともに鉄道立体化の都市計画決定を行い、早期の事業着手を目指します。連続立体交差事業への取組に合わせて、各駅周辺のまちづくりを進めます。

③ 大江戸線の延伸

東京都と、駅・トンネル構造等の具体的な計画や費用負担のあり方などについて更に協議を進め、早期着工を目指し、事業化に向けた手続の着手に取り組みます。新駅予定地周辺では、駅前広場の整備や生活を支えるサービス施設の立地促進、公共施設の集約化など、新たな拠点づくりを検討します。

④ みどりバス再編等による公共交通空白地域改善の推進

公共交通空白地域改善計画に基づき、みどりバスのルート再編や利用者が多い時間帯の増便、高齢化率が高い地域へのバス停設置に取り組み、公共交通空白地域の改善を進めます。

⑤ 自転車利用環境の整備

自転車駐車場(駐輪場)の整備や、買物客や駅周辺の実態などに応じた施設の改修を進め、放置自転車の減少をめざします。また、都市計画道路の整備などにあわせて、自転車の走行環境の整備にも取り組みます。

方針2 良好な生活環境の 保全

環境の監視・指導・規制、空き家対策、環境に配慮したまちづくりなどに取り組みます。

施策

① 公害発生の防止や空き家対策など生活環境の保全

大気汚染や水質汚濁、騒音など環境の監視を継続し、事業所に対する規制や指導を行います。生活型公害のうち行政が対応すべきものは迅速な解決を図り、地域住民間の解決が必要なものは区民自らが解決できるよう支援します。空き家やごみ屋敷対策、歩行喫煙対策の強化に取り組み、良好な生活環境を保全します。

② 環境に配慮したまちづくりの推進

環境影響評価制度に基づく手続の各段階で、確実な情報提供を区民に行います。みどり豊かな開発の促進、区道の無電柱化を推進します。良好な都市景観の形成を進めるとともに、「ねりま」らしい固有の景観資源を保全・活用します。

③ 環境にやさしい住まいづくりの促進

住宅修築資金融資あっせん制度や再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度などの活用により、環境配慮型の住まいづくりや設備の導入を促進します。長期優良住宅認定制度の普及啓発などにより長持ちする住まいづくりを促進します。シックハウス症候群の防止など健康に配慮した住まいづくりを促進します。

方針3 気候変動への対応

雨水の流出抑制、夏の暑さ(暑熱環境)改善のための道路舗装の採用、区民への熱中症予防に関する普及啓発などに取り組みます。

施策

① 雨水流出抑制対策の推進

大規模な開発事業や、公共施設の整備における雨水流出抑制施設の設置を指導するとともに、小規模宅地における雨水浸透施設設置費や雨水タンク購入費の助成、透水性舗装の採用を進めます。総合治水計画を改定し、河川や下水道へ流入する雨水を低減する流域対策の目標整備水準を引き上げ、雨水流出抑制対策を強化します。

② 暑熱環境対策の推進

夏の暑さ環境(暑熱環境)の改善に向け、沿道や街区単位での緑化、改修や改築に合わせた区立施設の緑化、遮熱性舗装の採用を進めます。子どもたちが屋外で活動することが多い小中学校や学童クラブ、保育園などでは、ミストシャワーを活用します。あわせて、区民への熱中症予防のための注意喚起活動を行います。

方針4 協働の取組の推進・ 環境学習の充実

区民・事業者との連携、自主的な活動の支援、協力を進めます。教育委員会との連携により、小中学校での環境教育を進めます。

施策

① 環境保全活動を行う区民・団体との連携、支援

地域の清掃活動を行う環境美化推進地区や環境美化活動団体への支援や、練馬区環境清掃推進連絡会との連携により、区内一斉清掃や環境美化活動の啓発を実施します。区民や事業者、練馬区民環境行動連絡会などの活動団体の自主的な環境保全活動について、積極的な支援を行います。

② 地域活動を担う人材の育成

「つながるカレッジねりま」において、地域活動を担う人材を育成します。カリキュラムは、みどり分野では地域のみどりを守り育てる活動、環境分野(エコ・アドバイザーコース)では省エネや省資源などを推進する活動、環境分野(リサイクルボランティアコース)では環境・リサイクルに関する普及啓発活動といった、各分野における活動で必要となる知識や技術を習得できるものとします。また、地域で活動する団体とのマッチングなど、修了者が活躍できる仕組みづくりを進めます。

③ 環境学習、環境教育の推進

「環境作文コンクール」や「ふれあい環境学習」をはじめとする子どもが参加しやすい環境イベントの実施など、小中学校における環境教育を区教育委員会との連携により進めていきます。また、学校の改築に合わせ、エコスクールとしての設備を整備し、屋上や壁面の緑化、太陽光発電などを環境教育の教材の一つとして活用します。

区の事務事業における環境配慮活動の推進

コラム

区は、事務事業を執行する中で、地球温暖化問題をはじめとする環境課題の解決に向けて取り組んでいます。

平成13年2月、区の環境配慮活動における基本方針として、「練馬区環境方針」を定めました。これに基づき平成13年度から、環境配慮活動をPDCAサイクルで継続的に改善する仕組みである、環境マネジメントシステム(EMS)の運用を開始しました。EMSの国際規格であるISO14001も認証取得しました。ISO14001の適用範囲は、平成16年度から区立小中学校・幼稚園にも拡大し、指定管理者施設を除く全施設で運用してきました。認証取得から9年間の取組で、環境管理の仕組みが定着し、一定の成果が得られました。

平成23年3月、ISO14001によらない練馬区独自の環境管理の仕組みとして、「練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)」を策定しました。平成23年度からは、「ねりまエコプラン」に基づき、指定管理者施設を含む全施設を適用範囲として、環境配慮活動を推進しています。

「ねりまエコプラン」の取組の一つである「練馬区環境管理実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量等の削減を進めています。平成30年度は、平成21年度と比較して、温室効果ガス排出量は3,262t-CO₂削減、電気使用量は873万2千kWh削減、廃棄物排出量は1,026t削減しました。

プラスチックごみの自然界への大量流出が世界的な問題となっています。区役所自身が率先して行動するため、「練馬区役所プラスチック削減指針」を令和元年12月に策定しました。庁内の売店、食堂でのレジ袋など包装容器やストローを原則廃止し、ペットボトルについても、会議での使用を廃止するなど大幅に削減します。イベント等でも、プラスチック製の配布物を極力抑制し、リユース食器や紙製食器の使用を基本とするとともに、マイバッグの利用を周知していきます。



レジ袋の原則廃止周知ポスター



職員でマイバッグをシェア

計画の推進

本計画の推進主体は、区民、事業者および区の三者とします。

地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、各主体が地域の環境について自らの課題として捉え、行動していくことが必要です。

各主体の特性を活かし、より効果的かつ効率的に環境に関する施策に取り組む必要があることから、適切な役割分担の下、三者の協働により推進します。

1 推進主体

(1) 区民

- ・ 環境を保全・向上させる活動主体として、参加、協働します。

(2) 事業者

- ・ 事業活動を通して、参加、協働します。

(3) 区

- ・ 環境を保全・向上させるための施策を策定し、実施します。
- ・ 区民や事業者が行う自発的な活動を支援します。
- ・ 区民や事業者と連携し、協力体制を構築します。
- ・ 環境情報を積極的に提供します。
- ・ 環境学習、環境教育を推進します。

2 計画の進行管理

(1) 進捗状況の点検

環境マネジメントシステムのPDCAサイクルに基づき、毎年度点検・評価します。進捗状況の点検は、区の環境状況や環境保全施策の実施状況を示す代表的な指標である環境指標を用いて行います。環境審議会において、進捗状況を評価し、見直しの必要性や方向性等について議論してもらいます。

(2) 環境報告書の作成と公表

区の環境の状況や施策の実施状況を、環境報告書「ねりまのかんきょう」として作成し、公表します。

(3) 計画の改定

計画の改定については、環境審議会や区民意見反映制度により、広く区民から意見をお聴きします。

3 環境指標

本計画の達成状況を測るために、環境指標を設定します。
進捗の点検・評価のほか、計画の見直しに活用します。

目標	環境指標	平成30年度	令和11年度
練馬のみどりを 未来へつなぐ	練馬のみどりに満足している区民の割合	69.8% ※1	80% ※2
	区のみどり施策への満足度	76.0%	維持向上
住宅都市に ふさわしい自立 分散型エネルギー 社会へ	区内の温室効果ガス排出量	13.2%削減 ※3	26%削減 ※4
	区内のエネルギー消費量	19,987TJ ※3	16,569TJ ※4
	住宅・事業所の再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助に基づく温室効果ガス排出削減量(累計)	11,369t-CO ₂ /年	21,541t-CO ₂ /年
みどりあふれる 循環型都市を めざして	区民1人1日あたりのごみ収集量	476 g	443 g 以下 ※5
	リサイクル率	24.0%	25.2%以上 ※5
快適な地域環境 をつくる	区内の都市計画道路の整備率	50.9%	73.2% ※6
	管理不全な空家等およびいわゆるごみ屋敷に対する指導棟数(累計)	88 棟	260 棟
	雨水流出抑制対策量(累計)	530,447 m ³	555,000 m ³ ※7
	つながるカレッジねりまの「みどり」「環境」分野の修了者数(累計)	-	400 人
	環境作文コンクールへの作品応募数	938 作品	1,100 作品

※1 平成27年度区民意識意向調査

※2 練馬区みどりの総合計画(平成31年4月)に基づく。令和30年度まで。

※3 平成28年度実績。オール東京62市区町村共同事業が集計を行い、概ね2年後に確定する。

※4 平成28年5月に国が策定した「地球温暖化対策計画」に基づき、令和12年度までに平成25年度比で26.0%削減とする。電気のCO₂排出係数は進行管理では基準年度の値を適用し、参考値として該当年度の排出係数を用いる。

※5 練馬区第四次一般廃棄物処理基本計画(平成29年3月)に基づく。令和8年度まで。

※6 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)(平成28年3月)、第2次ビジョン戦略計画に基づく。値は、令和5年度までに着手する路線の完成時。

※7 練馬区総合治水計画(平成24年3月)に基づく。令和3年度まで。

4 他自治体等との連携

地球温暖化対策などの広域的な環境問題の状況把握、プラスチック使用の削減、都市農地の保全、練馬城址公園の整備、環境にやさしい都市計画道路の整備、大江戸線の延伸など広域的な課題解決のため、東京都、国、近隣自治体等の関係機関と連携・協力を強化して取り組みます。

5 施策の体系

望ましい環境像 **みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま**

分野と目標	方針	施策
みどり 練馬のみどりを 未来へつなぐ	みどりのネットワークの形成	① みどりのネットワークの拠点となる大規模な公園づくり ② 暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくりと良好な管理 ③ みどりのネットワークの軸となる幹線道路の整備や河川改修、駅周辺・公共施設におけるみどりの空間づくり ④ 樹林地や樹木の保全と管理 ⑤ 地域ぐるみでの緑化の推進とみどり豊かな開発の促進 ⑥ 都市農地の保全
	みどりを育むムーブメントの輪を広げる	① 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充 ② 公園や憩いの森の区民管理の拡充 ③ みどりを守り育てる人材や団体の育成、区民による取組の支援 ④ みどりを育む基金を活用したみどりと積極的に関わる機会の拡充
		【関連する主な個別計画】・みどりの総合計画
エネルギー 住宅都市に ふさわしい自立 分散型エネルギー 社会へ	災害時のエネルギーセキュリティの確保	① 避難拠点での電気自動車等の活用 ② 避難拠点への太陽光発電設備の導入
	効率的で低炭素なエネルギーの確保	① 再生可能エネルギーの利用促進 ② 省エネルギーへの取組 ③ 地域コージェネレーションの構築 ④ 区民・事業者と連携した温室効果ガス排出量削減の取組 ⑤ 防災・環境・まちづくりとの連携 ⑥ 清掃工場の活用 ⑦ 地域活動を担う人材の育成
		【関連する主な個別計画】・エネルギービジョン・公共施設等総合管理計画・環境管理実行計画

分野と目標	方針	施策
清掃・リサイクル みどりあふれる循環型都市をめざして	ごみの発生抑制・再使用の促進	① プラスチック使用の削減 ② 食品ロスの削減 ③ 生ごみの発生抑制・資源化 ④ 再使用の促進
	多様な資源循環の推進	① 区民・事業者が進める資源回収の促進 ② 区が進める資源回収の推進
	適正処理の推進	① 排出ルール徹底、事業者の自己処理責任の徹底 ② 資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分
	協働の取組の推進・環境学習の充実	① 3Rに取り組む区民・団体・事業者の活動支援 ② 3Rに関する普及啓発や環境学習の充実
		【関連する主な個別計画】 ・一般廃棄物処理基本計画
地域環境 快適な地域環境をつくる	良好な交通環境の整備	① 環境に配慮した都市計画道路の整備 ② 西武新宿線の立体化 ③ 大江戸線の延伸 ④ みどりバス再編等による公共交通空白地域改善の推進 ⑤ 自転車利用環境の整備
	良好な生活環境の保全	① 公害発生の防止や空き家対策など生活環境の保全 ② 環境に配慮したまちづくりの推進 ③ 環境にやさしい住まいづくりの促進
	気候変動への対応	① 雨水流出抑制対策の推進 ② 暑熱環境対策の推進
	協働の取組の推進・環境学習の充実	① 環境保全活動を行う区民・団体との連携、支援 ② 地域活動を担う人材の育成 ③ 環境学習、環境教育の推進
		【関連する主な個別計画】 ・都市計画マスタープラン ・都市交通マスタープラン ・公共交通空白地域改善計画 ・自転車利用総合計画 ・空き家等対策計画 ・無電柱化推進計画 ・景観計画 ・総合治水計画

資料1 練馬区環境基本条例（平成18年6月練馬区条例第58号）

私たちは、便利で快適な社会をつくることを目標に、たゆまぬ努力を重ねてきた。しかし、一方で、人々に支えられ維持されてきた自然が失われ、人類の未来にも環境汚染や地球温暖化などの深刻な環境問題を投げ掛けている。わがまち練馬も例外ではない。地域の誇りである豊かなみどりや水、いにしえから続いてきた農のある風景も、次第に失われつつある。

私たちは、このような環境問題を引き起こした原因の多くが、私たち自身の生活や事業活動のあり方にあることを省みる必要がある。そして、地域の問題はもとより、地球規模の問題であっても、生活や事業活動のあり方を問い直すことなしには、その解決が図られないことを認識しなければならない。

練馬区に住み、働き、学び、集うすべての人々がその生活や事業活動のあり方を環境の観点から見直すとともに、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携して、農を活かし、みどり豊かで水に恵まれた美しいまち、安全で健康的な生活環境が保たれたまち、資源を大切にされた環境にやさしい暮らしのまちをつくるために、そしてつぎの世代に引き継ぐために、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、練馬区（以下「区」という。）における環境の保全について、基本理念を定め、区、事業者および区民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、区の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区において良好な環境を実現するとともに、地球環境および広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、および創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 事業者 区の区域内（以下「区内」という。）において事業活動を行う者をいう。
- (4) 区民 区内に居住する者、区内に存する事務所または事業所に勤務する者および区内に存する学校に在学する者をいう。

（基本理念）

第3条 区における環境の保全は、すべての区民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるよう、良好な環境を確保し、これをつぎの世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 区における環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 区における環境の保全は、すべての事業活動および日常生活において積極的に進められなければならない。

（区の責務）

第4条 区は、つぎに掲げる事項について環境の保全を図るための施策を策定し、および実施する責務を有する。

- (1) 自然の保護および自然と区民とのふれあいの促進に関すること。
- (2) 良好な景観の保全および形成ならびに歴史的文化的遺産の保護に関すること。
- (3) 農業および農地の環境の保全に関する機能の増進に関すること。
- (4) 廃棄物の減量および資源の循環ならびに廃棄物の適正処理に関すること。
- (5) ごみの散乱防止等まちの美化の推進に関すること。
- (6) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭の防止に関すること。
- (7) 有害化学物質による汚染の防止に関すること。
- (8) 地球環境および広域的な環境の保全に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関すること。

2 区は、区民または事業者が行う自発的な環境の保全に関する活動に対する支援に努めなければならない。

3 区は、区民および事業者（以下「区民等」という。）との連携および協力体制の構築に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 事業者は、環境への負荷の低減に資するため、事業活動を通じて得た環境の保全に関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 事業者は、環境の保全のための取組を自発的に進めるよう努めなければならない。

5 事業者は、区の環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(区民の責務)

第6条 区民は、日常生活において、環境への配慮に努めなければならない。

2 区民は、環境の保全のための取組を自発的に進めるよう努めなければならない。

3 区民は、区の環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(その他の者の責務)

第7条 区内への訪問その他の理由で区内に一時的に滞在する者は、環境への配慮に努め、区の環境の保全に関する施策および区民等が行う環境の保全に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(区および区民等の連携等)

第8条 区および区民等は、環境の保全に関する施策または環境の保全に関する取組を推進するために、相互に連携し、または協力するよう努めなければならない。

(環境の保全に関する基本的な計画等)

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、つぎに掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する施策の体系、方針および推進方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、基本計画を定めるに当たっては、区民等の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じるものとする。

4 区長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ練馬区環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 区長は、基本計画のほか、必要に応じ、環境の保全に関する施策を推進するための計画(以下「個別の計画」という。)を定めるものとする。

6 区長は、基本計画および個別の計画を定めたときは、これらを公表しなければならない。

7 第3項および第4項の規定は基本計画の変更について、前項の規定は基本計画および個別の計画の変更について準用する。

(施策の策定等における配慮)

第10条 区長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、基本計画との整合を図るものとする。

2 区長は、区が設置する公共施設の建設、改修、改築または管理に際して、当該施設の種類、利用方法等を勘案しながら、環境への配慮のための必要な措置を講じるものとする。

(区民等の参加の機会の確保)

第11条 区長は、環境の保全に関する重要な施策を策定し、または実施するに当たっては、区民等の参加の機会を確保する等必要な措置を講じるものとする。

(環境の保全のための取組の促進)

第12条 区長は、区民等が環境の保全のための取組に当たって行動方針を定めようとするときは、必要な支援を行うものとする。

(誘導的措置)

第13条 区長は、区民等が、自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることができるよう必要な助成その他の措置を講じるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する活動の支援)

第14条 区長は、区民等の自発的な環境の保全に関する活動を支援するための仕組みの整備を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 区長は、環境の保全を推進する役割を担う人材の育成を行うとともに、区民等が団体を組織して環境

の保全を推進するための取組を行おうとする場合には、組織化に当たっての必要な支援を行うよう努めなければならない。

(環境学習および普及啓発の推進)

第15条 区長は、区民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する活動が促進されるよう環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

2 区長は、環境の保全に関する知識の普及および意識啓発のための措置を講じるものとする。

3 区長は、環境の保全に関する学習ならびに知識の普及および意識啓発の推進を図るに当たり、環境の保全に関する取組を行っている区民等との連携に努めるものとする。

(環境に関する調査等)

第16条 区長は、環境の保全に関する施策の実施および区民等への情報の提供を的確に行うため、必要な調査、研究および情報の収集に努めるとともに、その結果を速やかに公表するものとする。

(環境の監視および測定)

第17条 区長は、区における環境の状況を的確に把握するために、必要な監視および測定を実施し、その結果を速やかに公表するものとする。

(環境の状況等に関する報告書の作成等)

第18条 区長は、前2条に規定するもののほか、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等に関し、定期的に報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境に関する情報の提供)

第19条 区長は、環境の保全に資するため、環境の保全に関する情報を区民等の求めに応じて、適切な方法で提供するよう努めるものとする。

(区民等への要請)

第20条 区長は、区民等に対し、その日常生活または事業活動が著しい環境の悪化をもたらすおそれがあると認める場合は、法令等に基づく措置を講じるほか、当該行為に関して、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(国および東京都その他の地方公共団体との協力および意見の申出)

第21条 区長は、環境の保全を図るために、広域的な取組を必要とする場合は、国および東京都その他の地方公共団体と協力して環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 区長は、区の環境の保全を推進するために、必要があると認めるときは、国および東京都その他の地方公共団体に意見を述べるものとする。

(練馬区環境審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、区長の附属機関として、練馬区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項(他の附属機関の権限に属するものを除く。)を調査審議する。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、区の環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、区民、事業者、環境の保全に関し学識経験のある者等のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。ただし、第9条第4項および第22条の規定は、練馬区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に区長が環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために計画を定めているときは、当該計画は第9条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

資料2 環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっていきます。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、「みどりや水と共生する美しいまち」「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」「資源やエネルギーを大切に作る循環のまち」「環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち」を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成18年8月1日

練馬区

資料3 策定の経過

1 練馬区環境審議会

練馬区環境審議会は、練馬区の環境保全に関する事項を審議するため、環境基本条例に基づき設置している区長の附属機関です。

(1)第7期委員名簿（平成31年3月22日～令和3年3月21日）

委員氏名	区分	所属・役職	
◎横倉 尚	学識経験者	武蔵大学名誉教授	
○石神 隆		法政大学名誉教授	
伊東 一夫	公募区民	公募区民	
岩橋 栄子		公募区民	
高崎 誠		公募区民	
服部 美佐子		公募区民	
若林 信弘		公募区民	
高橋 司郎		区民団体	練馬区環境清掃推進連絡会会長
小口 深志	いんせくとかふえ副代表		
香川 敬	練馬区小学校 PTA 連合協議会会長 ※令和元年5月まで		
宮本 真之	練馬区小学校 PTA 連合協議会会長 ※令和元年6月から		
林 理史	練馬区立中学校 PTA 連合協議会会長 ※令和元年5月まで		
則 貴久	練馬区立中学校 PTA 連合協議会会長 ※令和元年6月から		
阿部 財智	事業者 団体		練馬産業連合会副会長
藪本 史郎			東京商工会議所練馬支部飲食分科会副分科長
梨元 伸幸			練馬区商店街連合会副会長
新堀 桂三		東京あおば農業協同組合常務理事	
吉羽 哲夫	教育 関係者	練馬区立小学校校長会 豊玉東小学校校長 ※令和元年3月まで	
井口 洋		練馬区立小学校校長会 上石神井小学校校長 ※令和元年5月から	
古山 真樹		練馬区立中学校校長会 開進第一中学校校長	
吉迫 武	関係行政 機関	東京都環境局総務部自治体連携推進担当課長 ※令和元年9月まで	
黒川 純		東京都環境局総務部自治体連携推進担当課長 ※令和元年10月から	

(2)審議の経過

第1回

令和元年7月10日

第2回

令和元年10月30日

第3回

令和元年11月22日

第4回

令和2年2月27日

2 練馬区環境基本計画策定検討委員会

環境部長を委員長とする「練馬区環境基本計画策定検討委員会」において、検討を進めました。

(1) 練馬区環境基本計画策定検討委員会委員名簿

委員
◎環境部長
企画部企画課長
総務部総務課長
施設管理担当部施設管理課長
産業経済部経済課長
都市農業担当部都市農業課長
地域文化部文化・生涯学習課長
健康部健康推進課長
○環境部環境課長
環境部みどり推進課長
環境部清掃リサイクル課長
都市整備部都市計画課長
都市整備部交通企画課長
都市整備部住宅課長
土木部道路公園課長
土木部計画課長
土木部交通安全課長
教育振興部学校施設課長
教育振興部教育指導課長

(2) 審議日程

- 第1回
令和元年7月24日
- 第2回
令和元年11月8日

◎委員長 ○副委員長

3 区民意見の募集（パブリックコメント）

- (1) 期間 令和元年12月11日～令和2年1月17日
- (2) 概要 練馬区環境基本計画2020(素案)について 意見件数39件(4名・2団体)

資料4 後期計画の評価

1 後期計画の概要

後期計画では、望ましい環境像として「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を定めました。この実現に向け、計画の対象範囲となる5つの分野毎に、基本目標を設定しました。基本目標の達成のために、27の施策を推進しました。

2 評価方法

後期計画の進捗状況を測るために、12の環境指標を設定しました。

環境指標の実績を進捗状況により3段階(A、B、C)で評価の上指数化し、基本目標毎の指数の平均値を3段階(A、B、C)で評価します。

環境指標の実績評価

進捗状況（令和元年度の目標に向けて）	評価	指数
順調に進捗している(進捗状況が概ね8割以上)	A	5
ほぼ順調に進捗している(進捗状況が概ね6割以上8割未満)	B	3
進捗状況がかんばしくない(進捗状況が概ね6割未満)	C	1
その他(単年度での評価が困難、計画期間終了時の評価等)	-	-

基本目標の評価

4.0 ≧ 環境指標の指数平均値	A 評価
2.0 < 環境指標の指数平均値 < 4.0	B 評価
環境指標の指数平均値 ≦ 2.0	C 評価

後期計画に包含する地球温暖化対策実行計画(区域施策編)についても、環境指標と同様に進捗状況が8割以上をA、6割以上8割未満をB、6割未満をCとして評価します。

3 平成30年度の評価結果

12の環境指標のうち、11の指標がA評価となりました。環境指標に基づく基本目標の評価は、4項目がA評価となりました。練馬区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で定めたCO₂排出削減量についても、目標を上回る削減を達成しました。後期計画は、総じて順調に進捗しています。

区内の都市計画道路の整備については、本計画でも着実に対応を進めます。

4 環境指標

基本目標	環境指標	基準値		実績	指標 評価	目標 評価
		平成27年度	令和元年度	平成30年度		
Ⅰ みどり豊かなまちをつくる	区のみどり施策への満足度	71.6%	維持・向上	76.0%	A	A
	区全体の「みどり」に対する満足度	69.8%	維持・向上	— ※5年毎の調査 (令和2年度)		
Ⅱ 自立分散型エネルギーのまちをつくる	住宅・事業所の再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助件数(累計)	5,320件	8,404件	7,863件	A	A
	区内のエネルギー消費量	22,391TJ	20,824TJ	19,987TJ	A	
Ⅲ 循環型のまちをつくる	区民1人1日あたりのごみ収集量	500g	443g以下 ※令和8年度まで	476g	A	A
	リサイクル率	24.8%	25.2%以上 ※令和8年度まで	24.0%	A	
Ⅳ 快適な地域環境をつくる	管理不全な空家等およびいわゆるごみ屋敷に対する指導棟数	-	60棟	88棟	A	B
	雨水流出抑制対策量(累計)	467,468 m ³	555,000 m ³ ※令和3年度まで	530,447 m ³	A	
	区内の都市計画道路の完成率	5割(50.3%)	6割	50.9%	C	
Ⅴ 学びと行動の環を広げる	環境作文コンクールへの作文応募数	864作品	1,100作品	938作品	A	A
	環境美化推進地区および環境美化活動団体の登録世帯数	111,890世帯	111,890世帯	132,698世帯	A	
	ねりまエコ・アドバイザーが関わった環境保全・環境教育関係事業の実施数	1,150件	1,150件	978件	A	
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で定める目標	区内の温室効果ガス排出量	2,273 _{千t-CO₂eq} ※平成25年度	(2,064 _{千t-CO₂eq}) -9.2%削減	(1,972 _{千t-CO₂eq}) -13.2%削減 ※平成28年度	A	

資料5 温対法に基づく事項

○ 排出量削減目標の対象とする温室効果ガス

温対法に基づき7種類の温室効果ガスを対象とします。

温室効果ガスの種類	区で排出される代表的な活動	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	化石燃料の燃焼による使用、他人から供給された電気の使用など	1
メタン(CH ₄)	自動車の走行、生活排水の処理など	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行、生活排水の処理など	298
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	業務用冷凍空調機器からの排出、家庭用エアコンおよび冷蔵庫からの排出など	1,430 など
パーフルオロカーボン類(PFCs)	溶剤からの排出など (区ではほとんど排出されていない)	7,390 など
六ふっ化硫黄(SF ₆)	電気設備からの排出など (区ではほとんど排出されていない)	22,800
三ふっ化窒素(NF ₃)	ふっ化物製造時の漏出など (区ではほとんど排出されていない)	17,200

○ 対象とするCO₂排出部門

温室効果ガス排出量のほとんどを占めるCO₂は、以下の排出部門を対象とします。

部門	内容
家庭部門	一般家庭
業務部門	事務所ビル、大型小売店、その他の卸・小売業、飲食店、ホテル、学校、病院等、その他のサービス業
産業部門	農業、建設業、製造業
運輸部門	自動車（乗用車、バス、小型貨物、普通貨物）、鉄道
廃棄物部門	一般廃棄物

○ 区内の対象ガス別・排出部門別の排出量の目安

国の地球温暖化対策計画の部門別削減割合をもとに、目安となる数値を算出しました。

対象ガス	排出部門	平成 25 年度(基準年度)の実績	令和12年度の目安
CO ₂	家庭	1,065.5 千 t-CO ₂ eq	646.7 千 t-CO ₂ eq(39.3%削減)
	業務	540.7 千 t-CO ₂ eq	325.6 千 t-CO ₂ eq(39.8%削減)
	産業	101.7 千 t-CO ₂ eq	95.1 千 t-CO ₂ eq(6.5%削減)
	運輸	383.2 千 t-CO ₂ eq	277.6 千 t-CO ₂ eq(27.6%削減)
その他ガス		181.6 千 t-CO ₂ eq	125.0 千 t-CO ₂ eq(31.2%削減)

※ その他ガスは、CO₂以外の温室効果ガス（CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）と廃棄物部門CO₂を表しています。

資料6 用語集

ア行

青空集会 資源・ごみの正しい分け方・出し方の説明や資源・ごみ(集積所)に関する相談等について、地域(町会・自治会)や集積所単位で清掃事務所が実施する説明会のこと。

憩いの森 都市緑地法および練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、雑木林や屋敷林などの保全活用のため、区が所有者の同意を得て無償で借り受け、区民に開放している樹林地のこと。所有者は、都市計画税および固定資産税が非課税となる。面積が1,000㎡以上は「憩いの森」、300㎡以上1,000㎡未満は「街かどの森」としている。

一般廃棄物処理基本計画 一般廃棄物処理に関する施策の方向性を規定する計画。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条で、区市町村が定めることが規定されている。

雨水流出抑制施設 雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能を有する施設のこと。貯留槽などの貯留施設と浸透ます、透水性舗装などの浸透施設がある。

エコライフチェック 平成18年度から本格実施した、地球温暖化対策を足元から実践するための環境教育・啓発事業のこと。参加者は、10月のある1日をエコライフデーとし、その日においてチェックシートに記載された環境配慮行動が実践できたかを自己評価し、区に提出する。区は集計・分析作業を行い、結果の概要を広く公表している。

エネルギーセキュリティ 家庭や事業所、避難拠点等において必要とされるエネルギーが安定的に得られるようにすること。

オール東京 62 市区町村共同事業 各自治体の地域の特性に応じた自然環境の保護や地球温暖化対策を推進するために、東京の62市区町村が共同してさまざまな事業に取り組むための仕組み。温室効果ガス排出量の推計などを共通で行っている。

温室効果ガス 大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する性質をもつガス。主な温室効果ガスには、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)がある。

カ行

環境作文コンクール 小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、昭和49年度から実施している。入賞作品は、作品集としてまとめ、区立図書館、環境課窓口、区ホームページなどで公開している。

環境美化活動団体 地域での環境美化を推進するため、積極的に環境美化活動に取り組む団体のうち、環境美化推進地区の活動規模等には該当しないものの、一定の要件を満たす団体のこと。区は、登録団体に対し清掃用具を提供する等の支援を行っている。

環境美化推進地区 地域の環境美化を推進するため、積極的に環境美化活動に取り組む町会・自治会等の地域のこと。区は、指定された地域の町会・自治会に対し清掃用具を提供する等の支援を行っている。

環境マネジメントシステム (EMS:Environmental Management System) 企業や自治体の組織が、運営や経営の中で環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるための仕組みのこと。

ランドデザイン構想 概ね 10 年後から 30 年後の将来像を区民の皆様と共有し、区政をさらに前に進めるため平成 30 年 6 月に策定した構想。

コジェネレーションシステム 天然ガス、LP ガス、石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などで発電し、発生する廃熱も同時に回収し利用する熱電併給設備のこと。回収した廃熱は、蒸気や温水として、冷暖房・給湯、工場の熱源などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用することで、高いエネルギー効率を実現することができる。

サ行

災害廃棄物 地震や津波等の災害によって発生する廃棄物のこと。

再生可能エネルギー 太陽光や風力など自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。これらのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない。太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマスなどの自然エネルギーと廃棄物の焼却熱などのサーマルリサイクルエネルギーがある。

サステナビリティ (Sustainability) 持続可能性を意味する英語のカタカナ表記。

シックハウス症候群 建材や家具等から発生する化学物質やカビ・ダニ等による室内空気環境汚染による健康障害のこと。

J (ジュール) エネルギーの量を表す熱量単位で $4.2\text{J}=1$ カロリー (cal) である。

循環型社会 廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用および適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

食品ロス 食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。製造過程で発生する規格外品、小売店での売れ残り、家庭での食べ残しや賞味期限切れによる廃棄などが該当する。

自立分散型エネルギー社会 エネルギーのベストミックスと省エネルギーを両輪として、地域全体のエネルギーセキュリティの確保と、効率的で低炭素なエネルギーの確保を実現した社会のこと。

3R (スリーアール) リデュース (発生抑制)・リユース (再使用)、リサイクル (再生利用) の英語の頭文字をとったもの。

生産緑地 都市計画法による地域地区の一種で、市街化区域内において生産緑地法に基づき指定を受けた農地のこと。生産緑地に指定されると、長期の営農が義務づけられる一方、税の軽減措置が受けられる。

生物多様性 種・遺伝子・生態系に関する多様性のこと。日本では生物多様性基本法や生物多様性国家戦略 2010 の整備などにより、豊かな生物多様性を将来にわたって継承するための取組を行っている。

タ行

第2次みどりの風吹くまちビジョン 平成31年3月に区が策定した、今後の区政運営の方向性を明らかにした基本計画のこと。

中圧ガス導管 都市ガスを高圧ガス導管から分岐し、各地区へ送るパイプ。強度や柔軟性に優れた溶接接合鋼管を採用し、阪神・淡路大震災、東日本大震災でも高い耐震性が確認されている。ガスは自立的な供給されるため、電力が停止しても供給が継続される。

つながるカレッジねりま 地域に根差した自発的な活動に意欲ある区民の学びやスキルアップ、人脈づくりなどを支援する事業のこと。令和2年4月開講予定。

低炭素 地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、その主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のこと。

電気自動車 (EV: Electric Vehicle) エンジンの代わりにモーターと制御装置(インバーター等)を搭載し、ガソリンの代わりにバッテリーに蓄えた電気を使って走る自動車のこと。災害時等に緊急電源として活用することができる。

都市計画マスタープラン 都市計画法に基づき、区が定める都市計画に関する基本的な方針。区のまちづくり分野の計画として、まちの将来像や目標、個別の都市計画の方針を示したもの。

都市農地保全推進自治体協議会 都市農地の保全をめざし、平成20年10月に都内の34自治体が組織したもの。現在、市街化区域内農地をもつ38自治体が加入している。会長自治体は練馬区。都市農地保全に関する調査、研究のほか、国および関係団体との情報・意見交換や、国等への要望を行っている。

ナ行

中里郷土の森 約2,500㎡の区立緑地。100年以上前からある屋敷林を生かし、練馬の自然や生き物について学べる「森の学習棟」を開設。自然解説員が常駐し、週末には様々な体験型講座を実施している。

練馬区環境清掃推進連絡会 町会・自治会を中心に、まち美化・清掃・リサイクル活動を通じて地域での連帯を深め、区と協働して循環型社会づくりと地球環境保全への寄与を目的に組織された任意団体。区と協働で、区内一斉清掃、ポイ捨て・歩行喫煙防止駅前キャンペーンを実施するとともに、普及啓発事業として研修会などを行っている。

練馬区みどりを育む基金 区民、事業者と区の協働により、区のみどりを愛し育むための活動や樹林地の保全等に活用するため、平成16年10月に練馬区みどりを育む基金条例により設置されたもの。愛称は、練馬みどりの葉っぱい基金。

練馬区民環境行動連絡会 区民や事業者が参加して平成16年に策定した練馬区民環境行動方針に掲げられた提案プロジェクトを推進するグループによって結成された組織。区では、区民環境行動方針のプロジェクトの推進に支援や協力を行っている。

燃料電池自動車 (F C V : Fuel Cell Vehicle) 燃料電池が発電する電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。ガソリン車がガソリンスタンドで燃料を補給するのに対し、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。災害

時等に緊急電源として活用することができる。

農の風景育成地区制度 農地や屋敷林がまとまって残っている地区の景観を保全するために、東京都が、区市町村の申請に基づき指定する制度。

ハ行

排出係数 電力やガスなどのエネルギー使用によって排出される温室効果ガスの量を各エネルギーの使用量から算出するための換算値のこと。電力の排出係数とは、1kWhの電力を使うときに排出されるCO₂の量であり、電力使用に伴うCO₂総排出量を電気事業者の販売電力量で除して得られる。値は毎年度変動し、電気事業者毎に異なる。

パリ協定 平成27年(2015年)にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された協定のこと。「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ために、全ての国がそれぞれの国の事業に合わせ、排出量削減に向けた目標を提出すること、目標達成のための国内対策を講じることが義務付けられた。

ヒートアイランド現象 都市部における気温が郊外に比べ高くなり、等温線を引くと、都心部を中心とした島のようなになる現象。原因として、冷房などの空調からの廃熱、比熱の大きいコンクリートとアスファルトによる熱吸収などが挙げられる。

BOD(生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demandの略。水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解される際に必要とされる酸素量のこと。河川の汚濁の度合いを示す代表的な指標で、数値が大きいほど川は汚れている。海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標としては、水中の有機物をCO₂や水などに分解するために要した過マンガン酸カリウムなどの酸化剤の量を酸素の量に換算したCOD(化学的酸素要求量)がある。

フードドライブ 家庭や職場で余っている食品(缶詰やインスタント食品など)を持ち寄り、福祉団体や施設などに寄付する活動のこと。

ふれあい環境学習 ごみの分別や出し方、リサイクルについて理解と協力を深めるため、区内の区立小学校や区立保育園で実施している環境学習のこと。

保護樹木・保護樹林制度 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づく、民有地のみどりを保護する制度。地上から1.2mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木を「保護樹木」、面積が300㎡以上の樹林を「保護樹林」に指定。指定された樹木等に関して、せん定費用の補助等を実施している。

マ行

みどりの協定制 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を推進する制度。区は苗木の供給等の支援を実施する。

ラ行

緑被地 上空から見て樹木地や草地、農地で覆われている土地のこと。区域面積における緑被地の面積割合を緑被率という。

